

【議決日：令和8年3月16日】

区分	変更前 (頁、行)	変更後 (頁、行)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1 基本的な事項	<p>(2頁)</p> <p>(1) 御杖村の概況</p> <p>イ 御杖村における過疎の状況</p> <p>平成27年には1,759人となり、55年間で人口が約3割になっている。(中略)平成27年には53.9%に至り、全国平均の26.6%、奈良県平均の28.7%を大きく上回っている。</p> <p>ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、奈良県の総合計画等における位置付け等を踏まえた御杖村の社会経済的発展の方向の概要</p> <p>「…しかし、就農者の減少や高齢化は以前よりさらに進み、後継者不足による生産量の減少が年々続いている状況である。(中略)が、市場価格の低迷から搬出が進まず、利用及び管理を放置された施業放置林の増加が喫緊の課題となっている。」</p> <p>(3頁)</p> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>…平成27年の国勢調査人口は1,759人となり、最多期の約3割になっている。世帯数については人口の減少と比較してその減少率は緩慢で、昭和35年から平成27年までの55年間で323世帯(世帯減少率30.2%)の減少であり、人口の3,774人(人口減少率68.2%)と比較して低い数値となっている。</p> <p>世帯構成員を見ると、昭和35年には1世帯平均5.2人であったが、昭和50年は3.8人、平成2年は3.4人、平成17年は2.8人、平成27年は2.4人となっている。</p> <p>また65歳以上の高齢者人口比率は、昭和35年には7.7%であったが、昭和50年に15.0%、平成2年に23.4%、平成17年に40.5%、そして平成27年には53.9%に達し、全国及び奈良県平均の約2倍に及んでいる。</p> <p>産業別人口の動向を見ると、本村の基幹産業である農林業にたずさわる第1次産業の就業人口比率は、昭和40年に59.7%を占めていたが、社会経済情勢の変化に伴いその割合は減少を続け、平成</p>	<p>(2頁)</p> <p>(1) 御杖村の概況</p> <p>イ 御杖村における過疎の状況</p> <p>令和2年には1,479人となり、60年間で人口が約3割弱になっている。(中略)令和2年には60.5%に至り、全国平均の28.6%、奈良県平均の31.7%を大きく上回っている。</p> <p>ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、奈良県の総合計画等における位置付け等を踏まえた御杖村の社会経済的発展の方向の概要</p> <p>「…しかし、近年の気候変動により夏場のハウレンソウの生産は困難な状況となり、売上げの低下と生産者の高齢化等による後継者不足に拍車がかかり、共選共販体制は昨年度末で解散したことにより出荷量は減少している状況である。(中略)また、森林環境譲与税を活用し施業放置林の整備並びに森林経営計画の樹立により徐々に搬出間伐が促進されてきているが、薪ボイラーの原木確保のため林地残材の活用が課題となっている。また、」</p> <p>(3頁)</p> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>…令和2年の国勢調査人口は1,479人となり、最多期の約3割弱になっている。世帯数については人口の減少と比較してその減少率は緩慢で、昭和35年から令和2年までの60年間で366世帯(世帯減少率34.2)の減少であり、人口の4,054人(人口減少率73.3%)と比較して低い数値となっている。</p> <p>世帯構成員を見ると、昭和35年には1世帯平均5.2人であったが、昭和50年は3.8人、平成2年は3.4人、平成17年は2.8人、令和2年は2.1人となっている。</p> <p>また65歳以上の高齢者人口比率は、昭和50年には15.0%であったが、平成2年に23.4%、平成17年に40.5%、平成27年に53.9%、そして令和2年には60.5%に達し、全国及び奈良県平均の約2倍に及んでいる。</p> <p>産業別人口の動向を見ると、本村の基幹産業である農林業にたずさわる第1次産業の就業人口比率は、昭和40年に59.7%を占めていたが、社会経済情勢の変化に伴いその割合は減少を続け、令和2</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<p>表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昭和35年</th> <th colspan="2">昭和50年</th> <th colspan="2">平成2年</th> <th colspan="2">平成17年</th> <th colspan="2">平成27年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>5,533</td> <td>△35.1</td> <td>3,035</td> <td>△15.5</td> <td>2,366</td> <td>△22.0</td> <td>1,759</td> <td>△25.7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳～14歳</td> <td>1,779</td> <td>△59.5</td> <td>419</td> <td>△41.8</td> <td>245</td> <td>△41.5</td> <td>74</td> <td>△69.8</td> <td>90</td> <td>△32.4</td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>3,328</td> <td>△29.8</td> <td>1,906</td> <td>△18.4</td> <td>1,162</td> <td>△39.0</td> <td>737</td> <td>△36.6</td> <td>534</td> <td>△27.5</td> </tr> <tr> <td>うち15歳～29歳(a)</td> <td>1,136</td> <td>△47.4</td> <td>411</td> <td>△31.3</td> <td>247</td> <td>△39.9</td> <td>143</td> <td>△42.1</td> <td>86</td> <td>△39.9</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>438</td> <td>35.3</td> <td>710</td> <td>32.0</td> <td>959</td> <td>35.1</td> <td>948</td> <td>△1.1</td> <td>895</td> <td>△5.6</td> </tr> <tr> <td>(a)/総数</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>若年者比率</td> <td>20.5</td> <td>16.6</td> <td>13.5</td> <td>10.4</td> <td>8.1</td> <td>8.1</td> <td>5.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b)/総数</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>高齢者比率</td> <td>7.7</td> <td>15.0</td> <td>23.4</td> <td>40.5</td> <td>53.9</td> <td></td> <td>60.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-1(2) 人口の見通し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年</th> <th>令和12年</th> <th>令和17年</th> <th>令和22年</th> <th>令和27年</th> <th>令和32年</th> <th>令和37年</th> <th>令和42年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,574</td> <td>1,473</td> <td>1,398</td> <td>1,340</td> <td>1,298</td> <td>1,254</td> <td>1,238</td> <td>1,229</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	総数	5,533	△35.1	3,035	△15.5	2,366	△22.0	1,759	△25.7			0歳～14歳	1,779	△59.5	419	△41.8	245	△41.5	74	△69.8	90	△32.4	15歳～64歳	3,328	△29.8	1,906	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6	534	△27.5	うち15歳～29歳(a)	1,136	△47.4	411	△31.3	247	△39.9	143	△42.1	86	△39.9	65歳以上	438	35.3	710	32.0	959	35.1	948	△1.1	895	△5.6	(a)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	若年者比率	20.5	16.6	13.5	10.4	8.1	8.1	5.8				(b)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	高齢者比率	7.7	15.0	23.4	40.5	53.9		60.5				区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	総数	1,574	1,473	1,398	1,340	1,298	1,254	1,238	1,229	<p>表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昭和55年</th> <th colspan="2">平成2年</th> <th colspan="2">平成17年</th> <th colspan="2">平成27年</th> <th colspan="2">令和2年</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> <th>実数</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>3,430</td> <td>△15.5</td> <td>2,366</td> <td>△22.0</td> <td>1,759</td> <td>△25.7</td> <td>1,479</td> <td>△15.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0歳～14歳</td> <td>617</td> <td>△41.8</td> <td>245</td> <td>△41.5</td> <td>74</td> <td>△69.8</td> <td>90</td> <td>△32.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td>2,207</td> <td>△18.4</td> <td>1,162</td> <td>△39.0</td> <td>737</td> <td>△36.6</td> <td>534</td> <td>△27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち15歳～29歳(a)</td> <td>835</td> <td>△31.3</td> <td>247</td> <td>△39.9</td> <td>143</td> <td>△42.1</td> <td>86</td> <td>△39.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>606</td> <td>32.0</td> <td>959</td> <td>35.1</td> <td>948</td> <td>△1.1</td> <td>895</td> <td>△5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(a)/総数</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>若年者比率</td> <td>15.6</td> <td>13.5</td> <td>10.4</td> <td>8.1</td> <td>5.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b)/総数</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>高齢者比率</td> <td>17.7</td> <td>23.4</td> <td>40.5</td> <td>53.9</td> <td>60.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-1(2) 人口の見通し (出典：御杖村人口ビジョン令和6年12月策定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年</th> <th>令和12年</th> <th>令和17年</th> <th>令和22年</th> <th>令和27年</th> <th>令和32年</th> <th>令和37年</th> <th>令和42年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,325</td> <td>1,205</td> <td>1,115</td> <td>1,049</td> <td>1,004</td> <td>983</td> <td>991</td> <td>1,020</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	総数	3,430	△15.5	2,366	△22.0	1,759	△25.7	1,479	△15.9			0歳～14歳	617	△41.8	245	△41.5	74	△69.8	90	△32.4			15歳～64歳	2,207	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6	534	△27.5			うち15歳～29歳(a)	835	△31.3	247	△39.9	143	△42.1	86	△39.9			65歳以上	606	32.0	959	35.1	948	△1.1	895	△5.6			(a)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	若年者比率	15.6	13.5	10.4	8.1	5.8						(b)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	高齢者比率	17.7	23.4	40.5	53.9	60.5						区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	総数	1,325	1,205	1,115	1,049	1,004	983	991	1,020	
区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年																																																																																																																																																																																																																																																																														
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																													
総数	5,533	△35.1	3,035	△15.5	2,366	△22.0	1,759	△25.7																																																																																																																																																																																																																																																																															
0歳～14歳	1,779	△59.5	419	△41.8	245	△41.5	74	△69.8	90	△32.4																																																																																																																																																																																																																																																																													
15歳～64歳	3,328	△29.8	1,906	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6	534	△27.5																																																																																																																																																																																																																																																																													
うち15歳～29歳(a)	1,136	△47.4	411	△31.3	247	△39.9	143	△42.1	86	△39.9																																																																																																																																																																																																																																																																													
65歳以上	438	35.3	710	32.0	959	35.1	948	△1.1	895	△5.6																																																																																																																																																																																																																																																																													
(a)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																																																																																																																																																													
若年者比率	20.5	16.6	13.5	10.4	8.1	8.1	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																
(b)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																																																																																																																																																													
高齢者比率	7.7	15.0	23.4	40.5	53.9		60.5																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年																																																																																																																																																																																																																																																																															
総数	1,574	1,473	1,398	1,340	1,298	1,254	1,238	1,229																																																																																																																																																																																																																																																																															
区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年																																																																																																																																																																																																																																																																														
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率																																																																																																																																																																																																																																																																													
総数	3,430	△15.5	2,366	△22.0	1,759	△25.7	1,479	△15.9																																																																																																																																																																																																																																																																															
0歳～14歳	617	△41.8	245	△41.5	74	△69.8	90	△32.4																																																																																																																																																																																																																																																																															
15歳～64歳	2,207	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6	534	△27.5																																																																																																																																																																																																																																																																															
うち15歳～29歳(a)	835	△31.3	247	△39.9	143	△42.1	86	△39.9																																																																																																																																																																																																																																																																															
65歳以上	606	32.0	959	35.1	948	△1.1	895	△5.6																																																																																																																																																																																																																																																																															
(a)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																																																																																																																																																													
若年者比率	15.6	13.5	10.4	8.1	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(b)/総数	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%																																																																																																																																																																																																																																																																													
高齢者比率	17.7	23.4	40.5	53.9	60.5																																																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年																																																																																																																																																																																																																																																																															
総数	1,325	1,205	1,115	1,049	1,004	983	991	1,020																																																																																																																																																																																																																																																																															

(3) 御杖村の行財政の状況

表 1-2(1) 市町村財政の状況

Table with 4 columns: 区分, 平成 22 年度, 平成 27 年度, 令和元年度. Rows include 歳入総額 A, 歳入総額 B, 歳入歳出差引額 C(A-B), etc.

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

Table with 6 columns: 区分, 昭和 55 年度末, 平成 2 年度末, 平成 12 年度末, 平成 22 年度末, 令和元年度末. Rows include 市町村道, 農道, 林道, etc.

(4) 地域の持続的発展の基本方針

御杖村は、大阪や名古屋といった大都市から2時間で辿り着ける立地にありながら、美しい里地里山の自然に囲まれ、その豊かな恵みを生かした暮らしと、生態系の循環と共生する産業が営まれていることから、創造・育成・環境の「みつつの杖」で仕事や学業、結婚など

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ①創造の杖でしごとの緑を広げる
②育成の杖でひとの緑を育む
③環境の杖でむらの緑を深める

○人口に関する目標

令和2年度をみると、転入数が35人、転出数が36人と・・・

(ア) 合計特殊出生率の上昇

2013年-2019年(平成25年-平成29年)の合計特殊出生率1.25を、2030年(令和12年)に国が

(3) 御杖村行財政の状況

表 1-2(1) 市町村財政の状況

Table with 4 columns: 区分, 平成 22 年度, 平成 27 年度, 令和2年度. Rows include 歳入総額 A, 歳入総額 B, 歳入歳出差引額 C(A-B), etc.

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

Table with 6 columns: 区分, 昭和 55 年度末, 平成 2 年度末, 平成 12 年度末, 平成 22 年度末, 令和2年度末. Rows include 市町村道, 農道, 林道, etc.

(4) 地域の持続的発展の基本方針

御杖村は、大阪や名古屋といった大都市から2時間で辿り着ける立地にありながら、美しい里地里山の自然に囲まれ、その豊かな恵みを生かした暮らしと、生態系の循環と共生する産業が営まれていることから、創造・育成・環境の「みつつの杖」で仕事や学業、結婚や子育てなど

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ①創造の杖でしごとの緑を広げる
②育成の杖でひとの緑を育む
③環境の杖でむらの緑を深める

○人口に関する目標

令和元年度から令和5年度の5年間合計の転入数221人、転出数230人と・・・

(ア) 合計特殊出生率の上昇

2018年-2022年(平成30年-令和4年)の合計特殊出生率1.29を、2030年(令和12年)に国が

	<p>設定する人口置換水準である2.07とすることを目指す。</p> <p>(7) 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>	<p>設定する人口置換水準である2.07とすることを目指す。</p> <p>(7) 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>	
--	--	---	--

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(9～10頁)

(2) その対策 ①移住・定住

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
移住体験住宅利用世帯数	6世帯	10世帯

②地域間交流

引き続き、「桜井宇陀広域連合」の主要事業である「ふるさと市町村圏」による各種ソフト事業の推進と、観光事業の促進に努める。

また、本村の様々な分野において課題となっている人材不足の対策として、御杖村と継続的なつながりを持つ「関係人口」の創出を推進する必要がある、そのために御杖村とのつながりを持つ機会を提供する。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
資格取得支援制度利用者数	0人	5人
地域おこし協力隊員数	7人	10人
英検準2級合格率(中学卒業時)	12.50%	50%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住フェアの実施 ●婚活出会いイベントの開催 ●近居・同居推進事業補助金 【事業の必要性】 人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。	御杖村	
	地域間交流	【具体的な事業内容】 村PRのために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業 【事業の必要性】 村内外に広く村の魅力やPRし、関係人口の拡大を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。	御杖村	
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人材育成に係る各種施策を実施する。 ●地域活性化起業家の導入 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●短期留学支援事業 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業 【事業の必要性】 若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。	御杖村	

(9～10頁)

(2) その対策 ①移住・定住

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
移住体験住宅利用世帯数	5世帯	10世帯

②地域間交流

奈良県立大学との連携協定に基づく、学生による地域活動を通じてシビックプライドの醸成を促進すると共に、長期的な関係人口の創出を目指す。

また、本村の様々な分野において課題となっている人材不足の対策として、御杖村と継続的なつながりを持つ「関係人口」の創出を推進する必要がある、そのために御杖村とのつながりを持つ機会を提供する。

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
資格取得支援制度利用者数	0人	5人
地域おこし協力隊員数	5人	10人
英検準2級合格率(中学卒業時)	12.50%	50%

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住イベントの実施 ●近居・同居推進事業補助金 【事業の必要性】 人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。	御杖村	
	地域間交流	【具体的な事業内容】 村PRのために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業 【事業の必要性】 村内外に広く村の魅力やPRし、関係人口の拡大を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。	御杖村	
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人材育成に係る各種施策を実施する。 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業 【事業の必要性】 若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。	御杖村	

3 産業の振興

(12～17頁)

(1) 現況と問題点

①農業

村の農業は農家戸数271戸(36.0%)、経営耕地面積89ha(1.1%)の生産基盤を有している。

昭和55年から始めた圃場整備事業によって農地の整備率は80%に達しているが、森林の多い中山間地域であるゆえに農地は狭小であり、一戸当たりの平均経営面積は32.9aと少なく、平成27年度の県平均46aの71.4%に留まっている。農業従事者に占める65歳以上の高齢化率は、平成27年度が75%で県平均の63.6%を上回っており…(中略)ホウレンソウをはじめとする施設野菜についても、関西市場を中心に一定の地位を確立しているものの、高齢化や後継者不足により生産量は年々減少傾向にある。

また、鹿や猪による獣害被害もこれまでの獣害防止柵の設置等の対策により一定の効果はあったものの毎

12頁

(1) 現況と問題点

①農業

「本村は、2020年農林業センサス～上回っており、」

「生産量が著しく～減少を図る。」

③水産業「アマゴを～ない。」

年被害は発生しており、特に近年、野生猿による家庭菜園への被害が深刻化している。

④商業「本村の商業の状況は、生鮮食料品や日用雑貨用品を中心に、昔ながらの生業的な店がほとんどで」

⑤観光

観光振興の主目的は、村外からの交流人口の増加を図ることにより、(中略)・・・の増加がみられた。特に「道の駅」温泉温浴施設や体験交流館の開設に加えて既存観光施設の再整備などを行ったことや、奈良県畜産技術センター(みつえ高原牧場)が開設されたことによって、観光客は飛躍的に増加した。しかし、道の駅開設後17年が経過した現在は、近隣に類似施設ができたことや全国的に人口減少、高齢化が進んでいることにより減少傾向にある。

(2) その対策

①農業 現在、村内の専業農家は25戸で、その大部分がハウレンソウ栽培を行っている。このハウレンソウをみつえブランド野菜として生産・流通を維持・拡大させるには、より効率的な農業経営の確立を図らなければならない。そのためには、分散する農地の集積、集約を進め経営規模の拡大を図るとともに、地域おこし協力隊制度等を活用し、次世代を担う新規就農者の確保・育成を図る。

項目	現状値	目標値(令和7年度)
中核的な担い手への集積農地面積	60.5ha(令和2年度)	66.0ha
新規参入者数	個人2 法人0(令和元年)	個人5 法人2(5年間で)

②林業「さらには地域おこし協力隊制度等を活用し」
施業放棄林の整備や道路沿いにおける危険木伐採等、森林環境整備に向けた取組を進める。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
間伐面積	148ha/年	5年間で600ha

③水産業「漁業組合が行う」

⑤観光「観光資源や文化資源などが数多く散在しており、その資源を活かし」

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
入り込み観光客数	81,642人	120,000人

(15～17頁)

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業	御杖村	
		用排水路整備		
		土地改良事業補助金 暗渠排水資材補助 補助対象経費の10/10 上限20万円	御杖村	
	林業	農地中間管理機構関連事業	御杖村	
		圃場整備 5ha		
		施業放棄林整備事業		
		施業放棄林に対する強度な間伐(40%)	御杖村	
		獣害に強い里山づくり事業 竹林等の伐採による緩衝帯整備	御杖村	
		森林環境整備事業	御杖村	
		道路沿いの危険木伐採	御杖村	
	混交林誘導整備事業 間伐、広葉樹の植栽	御杖村		
	(9) 観光またはレクリエーション	観光トイレ整備事業	御杖村	
若者団地公園改修事業		御杖村		
みつえ青少年旅行村リニューアル事業		御杖村		
青少年旅行村リフレッシュ工事		御杖村		

④商業「事業者数が～営業で」

⑤観光

観光振興の主目的は、村外からの関係・交流人口の増加を図ることにより、(中略)・・・の増加がみられた。桃俣鞍取トイレ休憩所等の観光関連施設の整備などを行ったことによって、観光客の利便性を図った。しかし、道の駅開設後22年が経過した現在は、近隣に類似施設ができたことや全国的な人口減少、高齢化が進んでいることにより観光客数は横ばい減少傾向にある。

(2) その対策

①農業「認定農業者は～軟弱野菜」「しかし～減少しているため、より」
追加「加えて、農業者の～重要である」。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
中核的な担い手への集積農地面積	69.5ha(令和5年度)	80.0ha
新規参入者数	5年間で個人3・法人1	5年間で個人5

②林業「や奈良県フォレスター～活用し、」「所有者不明や～経営計画樹立の促進や」

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
搬出間伐面積	27.8ha/年	5年間で100ha

③水産業「漁業組合自身が積極的に広報を行い、」

⑤観光「観光資源や文化資源等を活かし」

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
入り込み観光客数	150,000人	200,000人

(15～17頁)

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業	御杖村		
		土地改良事業補助金	御杖村		
		農地中間管理機構関連事業	御杖村		
	林業	施業放棄林整備事業	御杖村		
		美しい森林づくり基盤整備事業	御杖村		
		森林環境整備事業	御杖村		
		環境保全型森林整備事業	御杖村		
		混交林誘導整備事業	御杖村		
		(9) 観光またはレクリエーション	みつえ青少年旅行村リニューアル事業	御杖村	
		みつえ青少年旅行村整備事業	御杖村		
	道の駅温泉温浴施設設備整備事業	御杖村			
	みつえ体験交流館改修事業	御杖村			

		温泉マイクロボス更新	御杖村
		道の駅温泉湯治施設設備整備事業	御杖村
		体験交流館改修事業	御杖村
		三季館改修事業	御杖村
		観光イベント駐車場	御杖村
(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥 獣害対策など、農林業に係る各種施策 を実施する。 ●中山間地域等直接支払交付金 ●中山間集落支援交付金 ●多面的機能支払交付金 ●ホウレンソウ共進出荷奨励金 ●農業次世代人材投資事業 ●担い手支援事業 ●農業経営基盤強化促進事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 ●美しい森林づくり基盤整備事業 ●県産材生産促進事業 ●間伐促進事業 ●木質バイオマス供給促進事業 ●森林整備地域活動支援事業 ●スマート農業支援事業 【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、本 村の基幹産業である農林業を維持・発 展していくために必要である。 【見込まれる事業効果】 農林業生産の安定や景観の保全及び新 たな担い手の確保が期待される。	御杖村	
商工業・6 次産業化	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び地域内消費の喚 起に係る施策を実施する。 ●創業支援助成事業 ●プレミアム商品券発行事業 【事業の必要性】 継続的な地域内店舗の利用促進のため に必要である。 【見込まれる事業効果】 地域経済の活性化及び定住促進効果が 期待される。	御杖村	
観光	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●地域資源を活用した観光振興事業 ●観光誘客事業 ●広域連携DMO事業 ●三峰山 登山道整備 ●つえみちゃん着ぐるみ制作 【事業の必要性】 観光振興や地域活性化のために必要で ある。 【見込まれる事業効果】 観光客の増加が見込まれ、地域活性化 さらには定住促進効果が期待される。	御杖村	
その他	【具体的な事業内容】 一筆ごしの土地の所有者・地番・地目 を調査し境界の位置と面積を測量する 調査を実施する。 ●地籍調査事業 【事業の必要性】 土地の位置や面積等を正確に把握し土 地に関するトラブルの防止や固定資産 税の適正な課税のために必要である。 【見込まれる事業効果】 土地トラブルの未然防止や固定資産税 の適正な課税、迅速な災害復旧等の効 果が期待される。	御杖村	
(11) その他	河川維持補修事業 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	

18頁 (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「産業系施設に区分されるのは、農作物加工所と農業組合共
同作業所の2施設である。これらの施設は、地域農業の振興
と農村経済の向上を図り、地域活性化に寄与することを目的
として設立され、本村の特産品であるこんにゃく等の加工所
や、本村のブランド野菜であるホウレンソウの共同選果作業
所は本村の農業振興の礎として機能している。2施設とも今
後は」

4 地域における情報化

(19頁)

(1) 現況と問題点

・・・個別受信機を設置した。

(2) その対策

防災行政有線の個別受信機が設置から5年以上経過

		三季館改修事業	御杖村
		半夏生園整備事業	御杖村
		三峰山 登山道・山小屋の整備	御杖村
(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥 獣害対策など、農林業に係る各種施策 を実施する。 ●中山間地域等直接支払交付金 ●多面的機能支払交付金 ●担い手支援事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●新規就農者育成総合対策事業 ●スマート農業支援事業 ●ビニールハウス設置補償支援事業 ●農業用機械導入更新支援事業 ●農産物高値対策支援事業 ●中山間ネットワーク化支援事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 ●県産材生産促進事業 ●間伐促進事業 ●木質バイオマス供給促進事業 ●森林整備地域活動支援事業 ●森林地帯因付成業誘 ●自伐林家等支援事業 【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、本 村の基幹産業である農林業を維持・発 展していくために必要である。 【見込まれる事業効果】 農林業生産の安定や景観の保全及び新 たな担い手の確保が期待される。	御杖村	
商工業・6 次産業化	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び既存事業者への 支援を図るとともに、地域内消費の喚 起に係る施策を実施する。 ●創業支援助成事業 ●特産品開発・販売促進支援事業 ●プレミアム商品券発行事業 【事業の必要性】 継続的な地域内店舗の利用促進のため に必要である。 【見込まれる事業効果】 地域経済の活性化及び定住促進効果が 期待される。	御杖村	
観光	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●観光振興イベント ●広域連携DMO事業 【事業の必要性】 観光振興や地域活性化のために必要で ある。 【見込まれる事業効果】 観光客の増加が見込まれ、地域活性化 さらには定住促進効果が期待される。	御杖村	
その他	【具体的な事業内容】 一筆ごしの土地の所有者・地番・地目 を調査し境界の位置と面積を測量する 調査を実施する。 ●地籍調査事業 【事業の必要性】 土地の位置や面積等を正確に把握し土 地に関するトラブルの防止や固定資産 税の適正な課税のために必要である。 【見込まれる事業効果】 土地トラブルの未然防止や固定資産税 の適正な課税、迅速な災害復旧等の効 果が期待される。	御杖村	
(11) その他	河川維持補修事業 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	

18頁 (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「産業系施設に区分されるのは、農作物加工所であ
る。この施設は、地域農業の振興と農村経済の向上を
図り、地域活性化に寄与することを目的として設立さ
れ、本村の特産品であるこんにゃく等の加工所は本
村の農業振興の礎として機能している。今後は」

(19頁)

(1) 現況と問題点

・・・個別受信機を設置して運用を行っている。さ
らに、デジタル化、ネットワーク化を基本とする電子
自治体化、地域情報化を進めることが求められている
中、行政運営の高度化、効率化に向けた自治体情報シ
ステムの標準化や住民サービスの向上に資する住民票
や印鑑登録証明書のコンビニ交付等、「行かない窓
口」の推進に取り組んでいる。

(2) その対策

ケーブルテレビ網を利用した防災情報提供システム

し、メーカー保証も終了したことから経年劣化等での故障も考えられるため、設置から10年後の令和7年度に個別受信機の更新を行う。
また、屋外拡声局との連携については、平成29年度に旧防災無線から新システムへの切替が完了しており、Lアラートについても設定変更が完了している。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	防災情報提供システム個別受信機の更新 800戸	こまどりケーブル株式会社	

の構築から11年以上経過し、放送設備機器の対応年数経過及び戸別受信機の経年劣化等による故障も増えていることから、令和8年度に放送設備機器更新及び戸別受信機の更新を行う。なお、防災情報提供システムは屋外拡声局とも連携しており、緊急時には、屋外拡声局からも放送が行える。

また、防災情報提供システム以外の情報伝達手段として、村公式ラインアカウントを開設し、SNSでの住民への最新情報の早期伝達を可能にする。その他にも住民サービスの向上を図るため、窓口手数料等のキャッシュレス化に向けた取組を推進する。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	防災情報提供システム 放送設備更新及び戸別 受信機の更新 750戸	御杖村	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(20～23頁)

(1) 現況と問題点 ①国道・県道
また、県道の榛原菟田野御杖線及び土屋原飯高線は現在もおお狭隘区間があり、今後早急な整備が望まれている。

②村道

今後は、観光アクセス道路の整備とともに、生活道路に残る狭隘箇所部分改良、さらには老朽化が進む道路橋に対する長寿命化を目的とした定期点検及び計画的な修繕が必要である。

⑤自動車等

平成12年4月から村内の交通環境の改善を図り住民生活の利便性を高めるために運行を開始した村営バスは、10年間有償で運行していたが、平成23年4月に運賃負担が利用者減少の一因と考えられることから無償運行とし、利用者数の増加を図った。現在、無償運行で平日5.5便、土・日・祝日3.5便を運行している。主な利用用途については、診療所への通院及び村外への通学・通勤のための三重交通・奈良交通バスへの乗り継ぎ手段である。この事業の実施により、自動車を運転できない高齢者や子供などの利便性は大きく改善することができた。しかし、無償運行にしていることから運転手の人件費・バスの維持管理において経常的に経費がかかるため、今後、節減・改善に取り組む必要がある。

(2) その対策 ②村道

今後老朽化が進む道路橋については、令和元年度に策定した長寿命化修繕計画により予防的な修繕及び計画的架替えにより費用の縮減を図りながら、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。…

③農道

農道は、農業生産物等の流通機能の促進を図ることはもちろんのこと、集落間を結ぶ生活道としての機能も果たしていることから、未改良農道の整備及び老朽化した農道の舗装補修を推進する。

⑤自動車等

運行開始から20年以上経過し、村営バスは 村民に認知されてきたが、依然、乗客は少ない状況である。
これまでの村営バスは、住民の利便性の向上、運行経費の節減を考慮しながら運行ダイヤを改正し、運行収支の健全化に努めてきた。今後も既存の運行便について、一定期間の調査を行った上で利用頻度の低い便については廃便や統合便を検討し、運行コストの節減に努める。

(22頁)

(3) 事業計画

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

(20～23頁)

(1) 現況と問題点 ①国道・県道
また、国道・県道の 定期的な草刈りや支障木の撤去等、道路維持に対する環境 整備に対する取り組みが望まれている。

②村道

今後も、観光アクセス道路の整備とともに、生活道路に残る狭隘箇所部分改良、さらには橋梁定期点検の結果を元に、計画的に修繕を進める必要がある。

⑤自動車等

令和7年12月から、これまでの路線定期運行型の村営バス(無償)を廃止し、予約制の村営デマンド交通(有償)へ移行した。主な利用用途は、従来の村営バス同様、診療所への通院及び村外への通学・通勤のための三重交通、奥宇陀ワクワクバスへの乗継となるが、デマンド交通は自宅近くから目的地までドアツードアでの送迎となるため、これまで停留所が自宅から遠く村営バスを利用できなかった人も利用が可能となる上、自宅から停留所までの移動に負担を感じていた高齢者の外出機会の拡大、余暇活動への利宅から停留所までの移動に負担を感じていた高齢者の外出機会の拡大、余暇活動への利用や社会参加の促進を通じた健康づくりにも寄与することが期待される。

(2) その対策 ②村道

橋梁については、宇陀市を中心として近隣の曾爾村・東吉野村と共に「地域インフラ群再生戦略マネジメント事業(通称:群マネ)」に参加し、令和元年度に策定した長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検の結果を元に、橋梁の計画的な修繕を行い、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。…

③農道

農道は、計画的に整備を進めてきたため、農業生産物等の流通機能の促進を図ることはもちろんのこと、集落間を結ぶ生活道としての機能も果たしている。

⑤自動車等

令和7年12月から運行している村営デマンド交通は、事前予約が前提となるため利用者の大半を占める高齢者に対する予約方法等の認知度向上など、利用促進に向けた広報周知に取り組む。
また、現在、電話のみとなっている予約方法についても、インターネット等からも予約が可能となるシステムの導入など今後、更なる利便性向上に努める。

(22頁)

(3) 事業計画

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	道路改良 白髪線 L=100m W=5.0m	御杖村		
		道路改良 井出谷太良路線 L=900m W=7.0m	御杖村		
		道路部分改良 葛原園庭線 L=60m W=5.0m	御杖村		
		道路部分改良 脇谷中野線 L=200m W=3.0m	御杖村		
		災害防除(法面改良)井出谷太良路線 L=210m W=6.5m	御杖村		
		災害防除(法面改良)三畹線 L=80m W=4.0m	御杖村		
		災害防除(法面改良)畑井笹及線 L=80m W=4.0m	御杖村		
		災害防除(法面改良)曾爾口線 L=100m W=4.0m	御杖村		
		舗装補修 三畹線 L=1,350m W=6.0m	御杖村		
		舗装補修 西川川合敷津線 L=2,000m W=5.0m	御杖村		
		舗装補修 峯線 L=90m W=7.0m	御杖村		
		舗装補修 上中野線 L=600m W=4.0m	御杖村		
		横りよう	道路維持補修 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	
	雪害対策 凍結防止剤散布・除雪作業		御杖村		
	橋梁長寿命化補修事業 13 橋		御杖村		
	橋梁定期点検事業 235 橋		御杖村		
	(2)農道		農業基盤整備促進事業 農道舗装補修	御杖村	
	(3)林道		土地改良事業 農道橋整備 1 橋	御杖村	
		林道維持事業 崩土撤去・路面補修・他	御杖村		
		(6)自動車等 自動車	村営バス更新	御杖村	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行 【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通路 線を確保するために必要である。 【見込まれる事業効果】 生活交通路線の維持による交通弱者 の移動手段の確保や利便性の向上に よる人口減少の緩和が期待される。	御杖村		
		【具体的な事業内容】 民間事業者が運行するバス路線に 対して一部負担を行う。 ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担 【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通路 線を確保するために必要である。 【見込まれる事業効果】 生活交通路線の維持による交通弱者 の移動手段の確保や利便性の向上に よる人口減少の緩和が期待される。	宇陀地域公 共交通活 性化協 議会		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
・・・平準化を図る。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	防災安全交付金事業(災害防除)	御杖村		
		防災安全交付金事業(舗装補修)	御杖村		
		防災安全交付金事業(道路改良)	御杖村		
		村単道路改良・補修事業	御杖村		
		道路維持補修事業	御杖村		
		雪害対策事業 凍結防止剤散布・除雪作業	御杖村		
		橋梁長寿命化補修事業	御杖村		
		地域インフラ群再生戦略マネジメ ント事業	御杖村		
		(2)農道	農業基盤整備促進事業	御杖村	
		(3)林道	林道維持事業	御杖村	
		(6)自動車等 自動車	村営バス更新	御杖村	
(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行(村営バス 運行予約システム構築事業含む) 【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通を 確保するために必要である。 【見込まれる事業効果】 生活交通の維持による交通弱者の移 動手段の確保や利便性の向上による 人口減少の緩和が期待される。	御杖村			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
・・・平準化を図る。また、宇陀地域の他の自治体や
県と共同で取り組む群マネ事業に参加し、取り組み、
「道路メンテナンス事業における橋梁定期点検業務」
等を積極的に実施していく。

6 生活環境の整備

(24～27頁)
(1) 現況と問題点
④消防・防災
現在、消防団は50歳定年となっているが、入団
者の増加が見込めないことから、今後

(2) その対策
①水道施設

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
配水管布設替工事の進捗率	桃俣58%	桃俣100%、菅野25%以上

②下水道処理施設

項目	現状値	目標値(令和7年度)
浄化槽設置率	73%(令和元年度)	83%

③廃棄物処理施設
さらに、桜井宇陀広域連合を母体としたごみ処理
の体制づくりに取り組み、尚一層の広域化による
効率性・経済性を追求する。

(24～27頁)
(1) 現況と問題点
④消防・防災
村消防団については、入団者の増加が見込めな
いことから令和8年4月より定年年齢を55歳へ引
き上げる予定だが、今後も

(2) その対策
①水道施設

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
配水管布設替工事の進捗率	菅野5%	菅野60%以上

②下水道処理施設

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
汚水処理人口普及率	85%	99%

③廃棄物処理施設
左の箇所は削除

表追加

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1人1日当たりのごみ排出量	644g	600g

ごみのリサイクル率	9%	14%
-----------	----	-----

④消防・防災

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
消防団員数	72人	75人
出火件数	2件	0件

⑤公営住宅等

平成25年度に策定した「御杖村村営住宅長寿命化計画」に基づいて、予防保全的な観点から計画的な修繕等の維持管理を行い、住宅の長寿命化に努め、入居者が安心かつ快適な生活が送れるようにする。
また、村民の生命の安全を確保するため、村内の木造住宅の耐震化を進める。

④消防・防災

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
消防団員数	50人	50人
出火件数	1件	0件

⑤公営住宅等

令和5年度に策定した「御杖村村営住宅長寿命化計画」に基づいて、予防保全的な観点から計画的な修繕等の維持管理を行い、住宅の長寿命化に努め、入居者が安心かつ快適な生活が送れるようにするとともに、村民の生命の安全を確保するため、村内の木造住宅の耐震化を進める。
また、人口減少に伴って公営住宅法による低所得者向け住宅の未入居が目立つ一方で、単身者向け住宅、子育て世帯向け住宅、中堅所得者向け住宅は全て入居している。単身者、または子育て世帯の入居要件から非該当となった場合の転居先がなく、村外へ転出するケースも考えられるため、公営住宅法による住宅の見直しや、国の制度を利用した多用途向け住宅の整備を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道配水管布設替事業 (基幹改良)	御杖村	
		浄水場非常用電源設置事業	御杖村	
		浄水場機器更新事業	御杖村	
	(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業	御杖村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	東宇陀クリーンセンター施設 改修事業	東宇陀環境 衛生組合	
		ごみ収集車更新事業	東宇陀環境 衛生組合	
		パッカー車 1台	衛生組合	
		ごみ処理施設広域化事業	宇陀市/ 東宇陀環境 衛生組合	
	し尿処理施設	宇陀衛生一部事務組合施設 大規模改修事業	宇陀衛生一 部事務組合	
		(5) 消防施設	消火栓更新	御杖村
	防火水槽有蓋化事業		御杖村	
	ドクターヘリ離着陸場整備		御杖村	
	消防団屯所改修事業		御杖村	

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道配水管布設替事業 (基幹改良)	御杖村	
		浄水場機器更新事業	御杖村	
		中央監視装置整備事業	御杖村	
(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業	御杖村		
		御杖村		
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	東宇陀クリーンセンター施設 改修事業	東宇陀環境 衛生組合		
		宇陀衛生一部事務組合設備 更新事業	宇陀衛生一 部事務組合	
(5) 消防施設	消火栓更新	御杖村		
		防火水槽有蓋化事業	御杖村	
		Jアラート受信機更新	御杖村	
		消防ポンプ自動車更新	御杖村	
		消防団屯所改修事業	御杖村	

7 子育て環境の確保、
高齢者等の保健及び福祉
の向上及び増進

(28～31頁)

(1) 現況と問題点

①児童福祉

急速に少子化が進む我が国では、共働き家庭やひとり親家庭の増加、兄弟姉妹数の減少、児童虐待の深刻化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。本村においても過疎・高齢化、若者の転出などにより、子どもの数は年々減少し、平成20年以降の出生数もひと桁で推移している。これに伴い、子ども同士の交流の機会が少なくなり子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されている。平成27年3月には、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ「第1期御杖村子ども・子育て支援事業計画」を策定した。それから5年が経過した令和2年、第1期計画での取り組みでの成果と課題、子どもを中心に保護者が安心して子育てができ、地域の力で子ども・子育てを支える環境作りを基本理念に第2期計画を策定したところである。過疎・高齢化・共働き家庭の多さなど御杖村の現状に即した支援を行っていく必要がある。

(28～36頁)

(1) 現況と問題点

①児童福祉

若年層の流出により、20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させている。子どものいる世帯のうち核家族の割合は5割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要がある。なお、婚姻の状態を示す有配偶率について、子育て世代(25～44歳)で見ると、国や県と比べて、男性では子育て世代全体において大幅に下回っており、女性では40～44歳を除いて、下回っている。子育て世代の女性の就業率は高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要である。また、少子高齢化の進行により、就労環境をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生み育てることに対する意識等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化して

②高齢者福祉

本村では、過疎化に伴って高齢化が著しく進んでいる。65歳以上の高齢者人口比率が令和2年には57.9%となり、国や県の平均値を大きく上回っている。高齢者人口を65歳～74歳の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者に分けてみても、共に増加傾向であり、今後、後期高齢者が前期高齢者を上回ることが予想される。

本村では、令和3年3月に「御杖村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定したところであり、今後はこの計画をどのように具体化していくかが課題

③障害者福祉

障害者自立支援法の一部改正に伴って、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと名称が改正された。この改正では、サービスの受給対象として難病患者の一部が加えられ、谷間のない制度づくりが進められている。本村では「御杖村障害者基本計画（第3次）・障害福祉計画（第6期）・障害児童福祉計画（第2期）」を令和3年3月に策定したところであり、「だれもがだれかのためになるむらをめざして」を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、互いに助け合いながら安心して生活を送れるよう障害者福祉施策を推進していく必要がある。

いるため、子育てを社会全体で支援していくことが必要である。本村の「子ども・子育て支援事業計画」では、「すべての子どもの幸せのために、すべての子どもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を基本理念としており、今後もより一層、子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められる。

②高齢者福祉

令和4年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は866人、高齢化率は59.0%となっている。今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇を見込んでおり、特に後期高齢者（75歳以上）数については、令和12年頃まで高止まりで推移する見込みで、それ以降は減少が予測される。なお、高齢者独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合を見ると、全国及び県と比べてそれぞれ高くなっている。

また、介護保険特別会計事業について、令和5年度の認定者数は199人、認定率は23.6%となっている。推計では、認定者数は今後横ばいから減少で推移するが、認定率は高まっていく見込みである。なお、認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援の割合は低く、要支援2～要介護2の割合が高くなっており、軽中重度者の割合を比較すると、軽度者が多く重度者が低くなっている。介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたりの費用額は、令和2年度までは年々増加傾向であったが、令和3年度以降は減少で推移している。各年齢層の認知症有病率が平成24年以降一定と仮定した場合、令和7年の有病率は19.0%、令和12年の有病率は20.8%になるとしており、このデータから本村における認知症高齢者を推計すると、令和7年度をピークとして以降は減少する見込みとなっている。さらに、新規要支援・要介護認定者の平均年齢の推移を見ると、全国及び県と比べて高い位置にある。新規認定者の平均年齢が高いことは、介護保険サービスの利用開始の年齢が遅くなることを意味しており、介護保険事業運営の負担軽減にも繋がる。今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築、及び生活習慣やふだんの運動・食生活等による健康の維持・増進や介護予防事業等の充実により、引き続き、住民が元気で自立して生活できるような施策を推進することが求められる。

③障害福祉

本村の人口減少は進行しており、直近の人口をみると、すべての区分において減少で推移しており、64歳以下の人口のみならず、65歳以上の人口も減少している現状となっている。障がいのある人を取り巻く現状として、手帳所持者とその家族の高齢化が懸念されるところである。今後、高齢化が進むと、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯がさらに増加し、孤立・孤独になる可能性や8050問題、親亡き後問題など、福祉課題の複合化が顕著化する可能性がある。

共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっており、今後もニーズの高いサービスであるため、利用できる体制の確保が求められる。また、手帳所持者の高齢化が進む中で、介護保険サービスとの連携が必要となっており、本村で実施している65歳に至

るまで長期間、障がい福祉サービスを利用してきた高齢者が介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する仕組みは今後も継続する必要がある。さらにサービスの質の向上を図るためには、人材確保や採算性といった全国的な課題があり、多様化するニーズに対応するためには、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスの提供が必要になっている。本村においては、障がいのある人の状況を考えると、移動に関するサービスについてのニーズが高まることも考えられることに合わせ、ひとり暮らしの人の増加による生活支援が重要となる可能性がある。障がいの程度にかかわらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが役割をもって地域で暮らすことができる地域共生社会の実現をめざす必要がある。

宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会と連携しつつ、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討や、困難ケースに対する協議を進め、引き続き、村単独では難しい課題の解決に向けて、広域で連携して取り組む必要がある。

④保健衛生

急激な人口減少、少子高齢化が進んでいる状況で、社会の更なる多様化や人生100年時代の到来を考慮すると、限りある資源を有効活用し、健康寿命の延伸を目指す必要がある。健康寿命の延伸は、医療費の削減、介護給付費の削減にも繋がり、村民にとって有益となる。健康寿命の延伸のためには、健康的な生活習慣づくりに取り組む必要がある。今後、生涯を通して健康的な生活を送るためには、ライフコースアプローチの観点から、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけることが重要である。また、女性は、女性ホルモンの影響等による特有の健康課題に配慮し、食・運動習慣等を改善するとともに、性別や年代ごとの意識や行動を考慮した健康づくり対策が必要である。健康づくりを推進するためには、一人ひとりの主体的な取組と、それを地域社会で支える環境づくりが重要である。ライフスタイルや価値観の多様化による地域のつながりが弱まっていることに加え、コロナ禍で、地域の活動が自粛された時期もあり、地域との関係性はより希薄化している。健康に関心が薄い人等も含め、社会全体で支え合いながら健康を守るために、地域や人のつながりを深め、各々が自発的に健康づくりに取り組める環境を整備することが必要である。ヘルスリテラシーの向上については、健康づくりの気運を醸成するとともに、村民一人ひとりが健康状況に合った情報を見極め、最善の選択を行う事ができるようインターネットやSNSなど幅広い世代に身近なツールを活用した啓発が重要である。健康増進については、その効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を必要とするため、「御杖村こころとからだの健康づくり推進計画」の基本理念である「すべての村民が健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指し、12年間という計画期間の中で、長期的な視点に立った取組を進めていくことが必要である。

④地域福祉

福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者毎に必要な福祉サービスがそれぞれの法律や制度によって提供されている。しかし近年、少子高齢化や核家族化、相互扶助の弱体化などを背景として、社会環境は大きく変化しており、増加・多様化する生活ニーズに対応していくためには、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応は困難になってきている。村民だれもが願う「幸せな地域」を育むためには、地域の人たちが相互に「助け合い・支え合う地域づくり」が必要である。

こうしたことから、令和4年3月に「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定が予定されており、今後も「地域で生活し、活動しているすべての人」が地域福祉の推進を担い手として連携し、計画を推進していくことが課題となっている。

(29頁)

(2) その対策

①児童福祉

「御杖村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念は「保護者を中心に安心して子育てができ、地域全体で子育てできる環境をつくる」ことである。妊娠中の女性の孤立化が懸念されていることから、妊娠・出産時からの保健指導や相談事業を通じて子育ての不安を解消し、切れ目のない支援を行うとともに、子育て中の保護者との交流事業を通して、孤立化の防止に努める。また、保育料の無償化や医療費の助成、進学路の助成など経済的な支援も充実させることで、安心して生み育てられる環境を整備する。

⑤地域福祉

少子高齢化や核家族化が進行し、この傾向は今後ますます進むと予想され、見守りや支援を必要とする者の増加、さらに村の担い手や労働力の不足、活気の低迷などが懸念される。本村では、「近所の付き合いや地域の人のつながりの深さ」や「互いに知り合いが多いことで、自然に笑顔で挨拶や会話ができる関係」があり、このような村の良さを活かし、村民それぞれが持つ希望や思いを地域の仕組みの中で語り合い、村全体の地域福祉のあり方を仕組みとして確立していくことが重要となる。

村民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創り、高め合うことができる地域共生社会を目指し、従来の福祉のイメージである分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世代や分野を超え繋がることで、村民一人ひとりが主体となって、住民、地域、関係団体、社協、行政がともに支えあい、助けあい、笑いあう仕組みづくりを進めていく必要がある。

(30頁)

(2) その対策

①児童福祉

子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、心も身体も健やかに成長できる社会の実現を図るために、御杖村子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「すべての子どもの幸せのために、すべての子どもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指して、基本目標を「安心して子どもを生み、育てられる環境づくり」、「豊かな子どもを育む教育・保育の環境づくり」、「地域の方で子ども・子育てを支える環境づくり」と定め、施策として、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保」、「保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり」、「子育て世帯の経済的負担の軽減」、「多様なニーズに応える環境整備」、「教育・保育サービスの充実と質の向上」、「児童の健全育成の推進」、「子どもの安全の確保」、「世代間交流の推進」、「地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進」と定め、村をあげて子ども・子育ての支援に努める。主な取り組みとしては、子育て世帯への妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実により、子どもを産み育てることへの不安の解消に努めるとともに、デジタル技術を活用した子育て環境の更なる整備により、魅力ある子育て環境づくりを進める。乳幼児健診と予防接種、各種相談・教室事業によるきめ細かな相談支援を通じて、乳幼児の病気の予防と健やかな成長、保護者の健康づくりを支援する。保育士や看護師など、子育てに携わる多様な専門職を確保・育成し、保育所での教育支援や保育サービスの充実を進める。加えて、保育業務のICT化を進めて保護者の利便性や保育環境の向上、保育者の負担軽減に取り組み、より質の高い保育を提供する。「みつえっ子広場」など常設の場や子育て支援講演会、各種イベントにおいて、子育て家庭同士や多世代村民との交流を促進し、地域ぐるみで子育てをするネットワークの形成を進める。個別の支援が必要な子ども・家庭については、関係機関と連携した相談支援を実施し、各種制度の活用につなげる。

18歳までの子ども医療費助成や国の制度に上乗せした保育料軽減・給食費無償化、インフルエンザ予防接種費助成などの支援の充実により、子育ての経済的負担の軽減を図る。また、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、子育て家庭の状況把握に努めるとともに、各種手当や助成制度に関する情報を漏れなく提供し、確実な利用につなげる。妊娠を希望する夫婦がその希望を実現することができるよう、不妊治療に対する相談支援や不妊治療費の助成などの支援の充実を進める。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
計画期間の0歳児人口	4人	4人

②高齢者福祉

高齢者がいつまでも住み慣れた地域や住居で、介護が必要となったとしても安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉の充実を図る。また、施設での介護が必要となった場合においても村内で施設介護が受けられるように、平成18年度に特定施設入居者介護の指定を受けたケアハウス30床、平成24年度に地域密着型介護老人福祉施設29床と小規模多機能型居宅介護施設5床、平成26年度に認知症対応型共同生活介護施設18床の整備を行った。今後は施設の利用状況や待機者の状況を踏まえ、ケアハウスの増床を計画している。

独居高齢者等が日常的に見守られているという安心感を持ってもらうため、家族を中心として、様々な機関や近隣住民による見守り体制を充実させる。さらに、公的サービスだけでは補えない高齢者やその家族の福祉サービスに対する要望に応えるため、老人クラブやボランティア等の育成や活動拠点の確保などの支援に努める。

ひきこもりや寝たきりを予防するための介護予防の施策、保健事業での指導を充実させるとともに、できるだけ自立して日常の生活活動や外出・移動ができるよう、健康増進の施策の充実や公共施設や住居のバリアフリー化と移動手段の確保に努める。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
就学前児童の保護者の子育て環境への支援の満足度平均(5点満点)	3.0点	4.0点
小中学児童の保護者の子育て環境への支援の満足度平均(5点満点)	3.8点	4.0点

②高齢者福祉

「御杖村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である「みんなで支えあい、いきいきと、安心して暮らせる村」を目指し、基本的な視点を「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」と定め、基本目標を「高齢者がいきいきと活動するみつえ」、「地域で見守り支えあうみつえ」、「病気や要介護状態になっても安心みつえ」と定め、施策として「健康づくり・生きがいがづくりの促進」、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「予防給付の充実」、「地域包括ケアの強化」、「安心・安全なむらづくりの推進」、「生活支援の充実」、「安心して暮らせる基盤づくり」、「持続可能な介護サービスの基盤づくり」と定め、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに努める。

主な取り組みとしては、ふれあい交流事業など、つどいと交流の場を充実させ、多様な事業を通じて高齢者が長年培った知識や経験を活かして地域でいきいきと活躍できる機会づくりを進める。保健事業と介護予防事業の一体的な実施や高齢者の社会的孤立防止に向けて、保健・医療・福祉などの関係機関・団体との連携を強化する。介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスを受けることができるよう、介護事業所と連携し、サービスの安定確保を図るとともに、介護給付費の適正管理に努め、健全かつ安定した事業運営を行う。生活支援サポーターを中心とした生活支援による支えあいの仕組みを強化するとともに、利用しやすい移動支援の提供により、高齢者が生活しやすい環境づくりを進める。高齢者の孤立防止や緊急時の不安軽減・家族の負担軽減のため、デジタル技術を活用した社会環境整備や見守り体制の強化に取り組む。認知症への正しい理解の普及啓発を進めるとともに、認知症予防や認知症の早期発見に向けた体制整備、関係機関との連携強化に取り組む。また、認知症の人やその家族が気軽に集うことができる場所であるオレンジカフェの実施に向けた検討を進める。判断能力の低下により、日常生活に支障がある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発、利用促進を進める。高齢者虐待の早期発見、適切な対応を行うため、地域住民との連携のもと、高齢者の見守りネットワークの強化を進める。

項目	現状値(令和3年3月)	目標値(令和7年度)
高齢者に占める要支援・要介護認定者割合	23.8%	20%未満

③障害者福祉

障害者基本計画・障害者福祉計画の施策方針に沿って、障害のある人の自発的な活動を支援するために、身体障害者福祉協議会の推進とともに、積極的に地域社会へ参加するための支援体制の整備に努める。また関係機関を通して、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動を増進することで、他者とのつながりを持って互いに助け合える関係づくりや、ゆとりと生きがいを持って生活を送れるよう努める。また障害のある人が安心して生活を送れるよう、いつでも気軽に相談できる相談窓口のより一層の推進と周知を図る。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
福祉的就労から一般就労に移行した人数	2人	累積4人

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
高齢者に占める要支援・要介護認定者割合	23.8%	20%未満

③障害者福祉

「御杖村障がい者基本計画」の基本理念である「だれもがだれかのためになれるむらをめざしてすべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現」を目指し、施策として「福祉サービスの充実」、「地域生活を支える体制の確保」、「生活の安定のための支援」、「情報提供体制の確保」、「相談支援体制の充実」、「広報・啓発活動の推進」、「障がいを理由とする差別の解消」、「交流・ふれあいの促進」、「福祉教育の推進」、「各種団体の育成・支援」、「障がいのある子どもの療育の充実」、「保育・教育の充実」、「雇用の促進・就労支援の取り組み」、「生涯学習の推進」、「障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見」、「医療・リハビリテーションの充実」、「心の健康づくりの充実」、「やさしいむらづくりの推進」、「住環境の整備」、「防犯・防災対策の充実」に努める。

主な取り組みとしては、障がいのある人が一般就労や福祉的就労などの就労及び文化芸術活動や地域活動などの多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、福祉事業所などとの連携のもと、継続的な支援を行う。優先調達などにより、福祉事業所の工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障がいのある人が経済的に自立できるように一般就労への移行を促進する。障がいのある人（子ども）がホームヘルプサービスなどを活用しながら、自宅やグループホームで安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスの提供による継続的な支援を行う。また、入所・入院中の障がいのある人が在宅やグループホームなどの地域生活に移行できるよう必要な支援を行う。共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への正しい理解の促進や合理的配慮の提供に向けた啓発を推進する。障がいや発育・発達上の遅れ・不安がある子どもたちが、早期に適切な療育・発達支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育の各部門が連携し、個別の支援計画に基づく切れ目のないきめ細かな支援を推進する。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
福祉的就労から一般就労に移行した人数	0人	累積43人
施設入所者の地域生活への移行者数	0人	累積2人

④保健衛生

「御杖村ところからだの健康づくり推進計画」の基本理念である「すべての村民が健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」を目指し「誰一人取り残さない健康づくり」、「より実効性をもつ取組の推進」を実行する。また、基本目標を「ところもからだも健康状態が良いと感じる人を増やす」、「健康寿命を延ばす」と定め、基本的な方向性を「正しい生活習慣の実践による健康状態の向上」、「健康を支えるための食育推進」、「ところの健康づくりの推進」、「総合的ながん対策の推進」と定め、行動目標を「生活習慣病の発症及び重症化予防」、「運動・身体活動の推進」、「睡眠による休養の推進」、「飲酒（アルコール摂取）対策の推進」、「喫煙（たばこ）対策の推進」、「歯・口腔の健康

づくりの推進」、「食育の推進」、「健全な食生活の推進」、「こころの健康づくりの推進」、「前向きな生き方の推進」、「セーフコミュニティ活動（住民みんなで自分たちのむらを育てていく）の推進」、「がん予防とがんに関する正しい知識の普及」、「がんの早期発見・がん検診の充実」、「がんと共生の推進」、「災害時対策の推進」、「感染症対策の推進」と定め、村民のこころとからだ健康づくりの推進に努める。

主な取り組みとしては、村民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組むことができるよう禁煙や節度ある飲酒など、重要な健康知識をわかりやすく情報提供するとともに、現役世代に向けた運動教室など気軽に参加し継続しやすい健康づくり事業を推進する。特定健康診査・後期高齢者健診やがん検診などの適正な受診を働きかけるとともに、特定保健指導で生活習慣の改善指導を行い、生活習慣病やがんなど疾病の予防、早期発見と早期治療による重症化防止を推進する。村民一人ひとりがライフスタイルを見直し、本来の免疫力を最大限に活かすことができるよう、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行う。さらに、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種を実施では、一部費用の助成を行い、「平時からの感染症予防の対策」と「感染症発生時の対応」の双方で感染症対策を推進する。食は健康の源であることから、生涯を通じて健康で豊かな食生活を送ることができるよう、子どもの学習活動や学校教育とも連携しながら、地域ぐるみでの食育を推進する。心の健康づくりや自殺予防対策に関する正しい知識の普及及び相談支援を行い、自殺予防対策に努めるとともに、ゲートキーパーの養成やゲートキーパーとして誰かを支えている方への支援に努める。

また、国民健康保険の健全な運営と、御杖村国民健康保険診療所の医療体制の維持・確保に努めるとともに、受診者の利便性向上と業務の効率化を図るため、診療所のICT化を進め、県域内の医療機関とも連携し、休日・夜間診療、救急医療の維持・確保に努める。

項 目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
特定健康診査の受診率	55.9%	60.0%
自分がどの程度幸せか、8点以上の人に割合(10点満点)	54.0%	59.0%
自分がどの程度幸せか、平均点(10点満点)	6.92点	6.93点

④地域福祉

村民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、また自分の住んでいる周囲の人々に思いやりのある関心を持って、支え合いや助け合いに積極的に参加される福祉の担い手となる人材の育成を目指す。また地域福祉は、地域に住む住民同士が協働しながら住みよい地域をつくっていくことが必要なことから、村民がともに支え合う輪を広げる地域の活動を充実させる。さらに地域の中に埋もれている担い手を発掘し、活動の場を確保、充実することで誰もが活躍出来る仕組みをつくり、心身ともに健康で安心して生活出来る地域づくりを目指す。

⑤地域福祉

「御杖村地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「みんなで支えあい助けあい笑いあうたくさんの幸せが憩うむら」の実現のために、「地域における見守り体制の推進」、「地域における見守り体制と防犯体制の推進」、「いつでも気軽に立ち寄れる「居場所」づくり」、「支えあいによる地域の防災力の向上」、「感染症対策と地域福祉の共存」、「地域福祉担い手の人材発掘、育成」、「ボランティアの活動拠点づくり」、「地域共生社会の構築」、「生活困窮者への自立支援」、「権利擁護の充実」、「暮らしやすい基盤整備の充実」、「限界集落における生活支援」に努める。

主な取り組みとしては、安全・安心に暮らせる福祉環境整備に向け、広報・啓発や福祉体験学習活動などを通じた村民相互の支えあい・助けあい精神の醸成や、地域福祉活動への参加を促進して「地域福祉」を推進するとともに、「地域共生社会」の実現

に向け、地域福祉活動の活性化や地域コミュニティの強化を図る。生活困窮や引きこもり、虐待・暴力、自殺予防策などの制度の狭間で見過ごされがちな福祉課題を早期に発見し、的確な対応ができるよう社会福祉協議会や国・県・民間の専門機関、支援団体との連携を強化するとともに、分野を超えた複合的な課題に対応できるよう包括的な相談支援体制の構築による重層的支援体制の構築に努める。

項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「隣近所でお互い助けあえる仕組みができている」と思う住民の割合(住民アンケート)	70%	80%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	御杖保育所長寿命化事業	御杖村	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター停電時発電装置設置事業 保健福祉医療総合センター長寿命化事業	御杖村	
	(4) 介護老人保健施設	特定入居者生活介護施設整備事業	御杖村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業分 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2歳児保育料助成事業 ●保育所英語指導事業 ●地域子育て支援拠点事業 【事業の必要性】 保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。	御杖村	
高齢者・障害者福祉		【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●緊急通報装置設置・助成事業 ●介護保険計画 ●地域生活支援拠点の整備 【事業の必要性】 高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	その他	【具体的な事業内容】 村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。 ●村民温泉施設入浴優待事業 【事業の必要性】 住民福祉及び健康づくりを増進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所施設・設備改修事業	御杖村	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	保健福祉医療総合センター施設・設備改修業務 特定入居者生活介護施設・設備改修事業	御杖村	
	(4) 介護老人保健施設	特定入居者生活介護施設・設備改修事業	御杖村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業分 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●小規模保育A型事業 ●子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2歳児保育料助成事業 ●公民館入所の充実事業 ●保育所英語指導事業 ●一時保育事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●乳幼児全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●出産・子育て応援交付金事業 ●子ども子育て支援事業 ●ベビースタンプ利用支援事業 【事業の必要性】 保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。	御杖村	
高齢者・障害者福祉		【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●長寿者賞状交付事業 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ●老人クラブ活動助成事業 ●安否型緊急通報システム事業 ●介護用品購入費給付事業 ●配食サービス事業 ●高齢者食生活改善事業 ●高齢者生きがい活動支援通所事業 ●外出支援サービス事業 ●地域生活支援拠点の整備事業 ●障害者相談支援事業 【事業の必要性】 高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	健康づくり	【具体的な事業内容】 村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。 ●健康増進事業 ●予防接種事業 ●自殺対策緊急強化事業 ●乳幼児健診の実施事業 ●妊婦一般健康診査の実施事業 ●未熟児養育医療事業 ●不妊治療費助成事業 ●民生児童委員活動費助成事業 ●心配ごと相談事業 ●生活困窮者自立支援事業(子ども学習支援) ●遺族等支援事業 ●災害支援事業 ●村民温泉施設入浴優待事業 【事業の必要性】 住民福祉及び健康づくりを増進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。	御杖村	

8 医療の確保

(32頁)

(2) その対策

項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
医療における満足度	満足・やや満足66%	満足・やや満足70%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
-----------	----------	------	------	----

(37頁)

(2) その対策

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
現在の健康状態について	よい・まあよい33.19%	よい・まあよい50%

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
-----------	----------	------	------	----

7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所省エネ化事業	御杖村
---------	-----------------	-----------	-----

7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器等整備事業	御杖村
---------	-----------------	-----------	-----

9 教育の振興

(33~36頁)

(1) 現況と問題点

①学校教育

本村では、過疎化や少子化によって年々児童・生徒数が減少しており、令和3年度の小学校児童数は19名、中学校生徒数は12名になっている。義務教育の過程において、集団生活を学ぶためにも教育環境の改善を図る必要がある。

②社会教育

生涯学習の場として社会教育施設は山村開発センターを軸に4つの分館があるが、老朽化している各施設の改修を年次的に行なっているところである。社会教育事業において学習ニーズの多様化、また、人口減少や高齢化によって事業計画が難しい状況になっているが、住民ニーズを的確に捉えて事業を推進していかなければならない。青少年が成長する過程において社会環境が大きく変化して地域とのふれあいが希薄化しているとともに、全国的にも青少年による凶悪・残忍な事件が多発して社会問題となっているが、これを本村も含めた全体的な問題として捉え、人の尊さをより深く認識できる心を育むことが必要である。

③スポーツ・レクリエーション

大字に在る体育館については、年次的に耐震補強及び改修を行っているところである。

(2) その対策

①学校教育

…学校に統合するために、令和3年9月の開校を目指して、令和2年度から既存の中学校校舎の改修を行っている。既に進めている小中一環教育を施設一体型も小中学校で今後一層推進し、
…子育て支援のための給食費の助成や学童保育事業を継続する。

項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
小中学生保護者の「心と体の健やかな成長を促す教育」の満足度(保護者アンケート)	55%	60%

②社会教育

また、老朽化する社会教育施設について、計画的に耐震補強や改修を進めるとともに、

項目	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
耐震化を図った生涯学習・スポーツ施設数	2箇所	4箇所(5年間で)

(3) 事業計画 (令和3年度~7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	統合学校施設整備事業	御杖村		
		校舎 屋内運動場	統合学校施設整備事業	御杖村	
		屋外運動場	統合学校施設整備事業	御杖村	
	教職員住宅	教員住宅改修	御杖村		
		スクールバス・ 給食施設	スクールバス購入 菅野御杖行政一部事務組合施設改修等事業	御杖村 菅野御杖行政一部事務組合	
	(3) 集会所、体育施設等	菅野公民館改修事業	御杖村		
		公民館	神末中央集落センター改修事業	御杖村	
			土屋原公民館改修事業	御杖村	
			菅野体育館耐震補強事業及び改修事業	御杖村	
			神末体育館耐震補強事業及び改修	御杖村	

(38~41頁)

(1) 現況と問題点

①学校教育

令和7年度の小学校児童数は23名、中学校生徒数は14名になっている。義務教育の過程において、集団生活を学ぶためにも施設一体型小中一貫教育の環境維持が必要である。

②社会教育

生涯学習の場として社会教育施設は山村開発センターを軸に4つの分館があるが、老朽化している各施設の改修を年次的に行なってきたところである。
社会環境が大きく変化する中で、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに個人を取り巻く家庭や地域、社会へと広がり、世代を超えて循環していく地域のウェルビーイングの向上を目指す。

③スポーツ・レクリエーション

大字に在る体育館については、年次的に耐震補強及び改修を行っているところである。

(2) その対策

①学校教育

…令和3年9月に施設一体型の小中学校へと統合した。かねてより進めている小中一環教育を今後一層推進し、
…給食費・修学旅行費等の助成や放課後児童一時預かり事業を継続する。

項目	現状値(令和5年度)	目標値(令和12年度)
学校教育への保護者の満足度	90%	90%以上
学校生活が充実している児童・生徒の割合	82%	82%以上

②社会教育

また、老朽化する社会教育施設について、計画的に耐震補強や改修を進めてきたが、今後もその維持管理を行っていくとともに、

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
生涯学習の年間事業数	2事業	3事業
スポーツ行事の年間実施回数	4回	4回

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教委の振興	(3) 集会所、体育施設等	開発センター施設・設備改修事業	御杖村		
		公民館施設・設備改修事業	御杖村		
		村民グラウンド改修事業	御杖村		
		体育館施設・設備改修事業	御杖村		
		公民館	菅野公民館改修事業	御杖村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●指導主事設置事業 ●特別支援教育支援員設置事業 ●御杖小・中学校給食費助成事業 ●御杖小・中学校修学旅行費・制服代助成事業 ●教育振興備品購入事業 【事業の必要性】 児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要である。 【見込まれる事業効果】 児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。			
		菅野公民館改修事業	御杖村		
		菅野体育館耐震補強事業及び改修事業	御杖村		
		神末体育館耐震補強事業及び改修	御杖村		
		菅野公民館改修事業	御杖村		

	桃咲体育館改修事業	御杖村	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●御杖小学校給食費助成事業 ●御杖中学校給食費助成事業 ●教育振興備品購入事業 【事業の必要性】 児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要である。 【見込まれる事業効果】 児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
その他	【具体的な事業内容】 教育課程の適切な実施に向けて指導主事を設置する。 ●指導主事設置事業 【事業の必要性】 児童・生徒の「知・徳・体」の育成と適切な学校生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
令和3年秋からの、小中一貫教育における統合校舎での運営に向け、旧中学校の改修事業を行っている。

生涯学習・スポーツ	待される。 【具体的な事業内容】 教職員の働き方改革の推進により部活動が地域移行する。 ●地域クラブ運営事業 【事業の必要性】 生徒の部活動支援と適切な学校生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 生徒の「体」の育成と地域活性化効果が期待される。	御杖村	
その他	【具体的な事業内容】 児童の安全の見守りと学校・地域の連携により成長を支える。 ●放課後児童一時預かり事業 ●学校・地域ベネフィット事業 【事業の必要性】 児童が安全に通わせる場の確保と学校・地域の連携による教育の質向上のために必要である。 【見込まれる事業効果】 新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合
令和3年秋からは、施設一体型の小中一貫教育校として統合校舎での運営を行っている。

10 集落の整備

(37～38頁)
(2) その対策
さらに、村内の賃貸住宅については、民間の物件がなく一戸建ての公営住宅のみとなっている。なお、公営住宅入居者のうち約4割が単身者という状況である。単身者にとっては、広い家で多くの部屋を持つ余り、敷地の維持管理の負担も多い一方で、家族での入居を希望される方々の住宅は不足している。
以上を踏まえて、まずは公営住宅法を適用しない単身者向けの集合住宅を整備することで、住民のニーズにあった住宅を提供するとともに、移住定住への足がかりとする。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
空き家バンク成約数	2件	5件

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	空き家対策総合整備事業	御杖村	
		単身者用集合住宅整備事業	御杖村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業分集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 【事業の必要性】 空き家の削減及び有効活用のために必要である。 【見込まれる事業効果】 空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
(3) その他	空き家除却支援助成事業	補助対象経費の4/5 上限100万円	御杖村	

11 地域文化の振興等

(38～39頁)
(1) 現況と問題点
・・・推進を図るとともに、住民のふるさと意識をよりいっそう高めるため、啓発を促す必要性がある。
また、レジャー活動として歴史文化探索への関心が高まっている中、村の中心部を東西に通っている伊勢本街道を観光資源として整備を図るには、・・・

(2) その対策

①文化財や伝統文化の保護と活用
伊勢本街道などの歴史的文化遺産を後世に残せるよう文化財の保護に努めるとともに、伝統芸能を継承する組織団体の育成を図る。また、文化財や伝統文化に対する住民の意識を高め、愛郷心の醸成に努める。さらに、文化財や伝統文化を観光事業に適切に結びつけ、本村ならではの独創的な観光事業の創造を図る。

(42頁)

(2) その対策
削除

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
空き家バンク成約数	3件	5件

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業分集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 ●空き家対策補助金 【事業の必要性】 空き家の削減及び有効活用のために必要である。 【見込まれる事業効果】 空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	(3) その他	空き家除却支援助成事業	御杖村	

(43～44頁)

(1) 現況と問題点
・・・推進を図るため、旧道の様子が残る鞍取峠・桜峠・岩坂峠について、測量や発掘調査を行い、令和6年10月に国の史跡として指定された。
この指定文化財を観光資源として活用を図るには、・・・

(2) その対策

①文化財や伝統文化の保護と活用
(追加) 特に、史跡指定を受けた伊勢本街道は保存活用計画や整備計画を策定し、今後どのように文化財を保存し、活用を進めていくかを検討する。

項目	現状値(平成30年度)	目標値(令和7年度)
新たな文化創造の取り組みの件数	2件(陶芸、組木細工)	4件

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

なし

項目	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
伊勢本街道関連の学習機会実施件数	1件	5年間で5件
伊勢本街道関連のイベント実施件数	1件	5年間で7件

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	伊勢本街道整備事業	御杖村	

以下同じ

12 再生可能エネルギー
の利用の促進

(40頁)

(1) 現況と問題点

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減が世界的な課題となっている中、本村は、森林面積が村の総面積の88.0%を占めるほど豊富な木材資源があるものの、林業離れによる後継者不足や林業事業者の高齢化により、木材の活用ができていないだけでなく、森林の放置が拡大するようになった。山林の荒廃は公益的な機能を発揮されなくなり、土砂災害等の危険も高まるため、間伐を中心とした森林整備や村産材の活用を推進しなければならない。

(2) その対策

二酸化炭素排出量の削減を目指し、公共施設の新設・改修時には、環境負荷の低減に配慮した施設整備を行う。

また、観光施設であるみつえ温泉「姫石の湯」に薪ボイラーを整備し、化石燃料の使用量の削減に努める。

項目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
二酸化炭素排出量	817,840kg-CO2	736,056kg-CO2

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エ ネルギー利用 施設	みつえ温泉薪ボイラー整備事業	御杖村	

(45頁)

(1) 現況と問題点

カーボンニュートラルの実現に向け、自然環境を保全しながら、村民・事業者・行政が一丸となって省エネ行動を進めるとともに、極力環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの地産地消を進めることが重要である。また森林を保全するとともに適正な管理をすることでCO₂吸収源としての価値を高めることも重要である。

(2) その対策

エネルギーの地産地消による災害時への備えだけでなく、エネルギーによる経済循環、地域活性化など持続可能な社会の実現という視点も踏まえ、本村の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進める。

また、健康で快適な暮らしと両立させた脱炭素型ライフスタイルの転換に取り組み、建物の省エネルギー化や省エネルギー設備の導入を促進する。

項目	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
二酸化炭素排出量	699.69t-CO2	507.1t-CO2

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エ ネルギー利用 施設	みつえ温泉薪ボイラー事業	御杖村	
		防災拠点や避難所となる公共施設への再生可能エネルギー設備導入事業 小水力発電施設整備事業	御杖村	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 再生可能エ ネルギー利用	【具体的な事業内容】 カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。 ●脱炭素推進事業 【事業の必要性】 カーボンニュートラルの推進及び村民の負担軽減のために必要である。 【見込まれる事業効果】 ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。	御杖村	

13 その他地域の持続的
発展に関し必要な事項

(41頁)

(1) 現況と問題点

また、ごみ処理については、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の推進によるごみの発生量の抑制を図っていくことが求められる。

(2) その対策

・・・ともに、カーボンニュートラルの実現に向け脱炭素型ライフスタイルの転換に取り組む。現在、村内一斉河川清掃はじめとした様々な環境保全活動を行っているが、この活動を継続・発展させていくことが必要である。また、関係市村や収集・運搬事業者と連携しながら、ごみの4Rの啓発と適正処理を進めていく。

項 目	現状値(平成30年度)	目標値(令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量	644g	600g
ごみのリサイクル率	8.7%	20%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地 域の持続的発 展	(1) 過疎地域持 続的発展特別 事業	地球温暖化対策推進助成事業	御杖村	

(46頁)

(1) 現況と問題点

左の文章を削除

(2) その対策

・・・ともに、現在、村内一斉河川清掃はじめとした様々な環境保全活動を行っているが、この活動を継続・発展させていくことが必要である。

表削除

表削除

展に関し必要事項	事業分			
----------	-----	--	--	--

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住フェアの実施 ●婚活出会いイベントの開催 ●近居・同居推進事業補助金	御杖村	人口の確保につながる移住定住を促進するために必要で、村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。
	地域間交流	【具体的な事業内容】 村内外に広く村の魅力PRのために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業	御杖村	村内外に広く村の魅力PRし、関係人口の拡大を図るために必要で、地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人口育成に係る各種施策を実施する。 ●地域活性化起業家の導入 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●短期留学支援事業 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業	御杖村	若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要で、グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥獣害対策など、農業に係る各種施策を実施する。 ●中山間地域等直接支払交付金 ●中山間集落支援交付金 ●多面的機能支払交付金 ●ホウレンソウの共進出荷奨励金 ●農業次世代人材投資事業 ●担い手支援事業 ●農業経営基盤強化促進事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 ●美しい森林づくり基盤整備事業 ●県産材生産促進事業 ●間伐促進事業 ●スマート農業支援事業 ●森林整備地域活動支援事業	御杖村	高齢化により担い手が不足する中、本村の基幹産業である農業を維持・発展していくために必要で、農業生産の安定や景観の保全及び新たな担い手の確保が期待される。
	第2次産業	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び地域内消費の喚起に係る施策を実施する。 ●創業支援助成事業 ●プレミアム商品券発行事業	御杖村	継続的な地域内店舗の利用促進のために必要で、地域経済の活性化及び住民定住効果が期待される。
	第3次産業	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●地域資源を活用した観光振興事業 ●観光誘客事業 ●広域連携DMO事業 ●三峰山登山道整備 ●つえみちゃん着ぐるみ制作	御杖村	観光振興や地域活性化のために必要で、観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。
	その他	【具体的な事業内容】 土地の位置や面積を一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。 ●地籍調査事業	御杖村	土地の位置や面積を一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。地籍調査事業の適正な課税のために必要で、土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税の観点から必要で、土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税の効果が期待される。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行	御杖村	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。
	民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。 ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金	宇陀地域公共交通活性化協議会	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2歳児保育料助成事業 ●保育所英語指導事業 ●地域子育て支援拠点事業	御杖村	保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要で、子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。
	高齢者・障害者福祉	【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●緊急通報装置設置・助成事業 ●介護保険計画 ●地域生活支援拠点の整備	御杖村	高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要で、高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
その他	【具体的な事業内容】 住民福祉及び健康づくりの増進に係る施策を実施する。 ●村民温泉施設入浴優待事業	御杖村	住民福祉及び健康づくりを増進するために必要で、健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。	

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住イベントの実施 ●近居・同居推進事業補助金	御杖村	人口の確保につながる移住定住を促進するために必要で、村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。
	地域間交流	【具体的な事業内容】 村内外に広く村の魅力PRのために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業	御杖村	村内外に広く村の魅力PRし、関係人口の拡大を図るために必要で、地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人口育成に係る各種施策を実施する。 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業	御杖村	若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要で、グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥獣害対策など、農業に係る各種施策を実施する。 ●中山間地域等直接支払交付金 ●多面的機能支払交付金 ●担い手支援事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●新規就農者育成総合対策事業 ●スマート農業支援事業 ●IoTへの設置補助支援事業 ●農業用機械導入更新支援事業 ●農産物高品質化支援事業 ●中山間わたり化支援事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業	御杖村	高齢化により担い手が不足する中、本村の基幹産業である農業を維持・発展していくために必要で、農業生産の安定や景観の保全及び新たな担い手の確保が期待される。
	第2次産業	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び既存事業者への支援を図るとともに、地域内消費の喚起に係る施策を実施する。 ●創業支援助成事業 ●特産品開発・販売促進支援事業 ●プレミアム商品券発行事業	御杖村	継続的な地域内店舗の利用促進のために必要で、地域経済の活性化及び住民定住効果が期待される。
	第3次産業	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●観光振興イベント ●広域連携DMO事業	御杖村	観光振興や地域活性化のために必要で、観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。
	その他	【具体的な事業内容】 土地の位置や面積を一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。 ●地籍調査事業	御杖村	土地の位置や面積を一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。地籍調査事業の適正な課税のために必要で、土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税の効果が期待される。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行	御杖村	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。
	民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。 ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金	宇陀地域公共交通活性化協議会	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●小規模保育人型事業 ●子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2歳児保育料助成事業 ●広域入所の充実事業 ●保育所英語指導事業 ●一時保育事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●乳幼児発達支援事業 ●保育支援初期指導事業 ●産前・子育て応援交付金事業 ●子ども子育て支援事業 ●遊びシッター利用支援事業	御杖村	保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要で、子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。
	高齢者・障害者福祉	【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●高齢者実働事業 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ●老人クラブ活動助成事業 ●災害型緊急避難システム事業 ●介護用品購入費助成事業 ●配食サービス事業 ●高齢者食生活改善事業 ●高齢者生きがい活動支援事業 ●外出支援サービス事業 ●地域生活支援拠点の整備事業 ●障害者福祉支援事業	御杖村	高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要で、高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
健康づくり	【具体的な事業内容】			

7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	【具体的な事業内容】 地域医療の維持のために医師の確保を行う。 ●非常勤医師の確保	御杖村	地域医療の維持のために必要で、地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育 その他	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●御杖小学校給食費助成事業 ●御杖中学校給食費助成事業 ●教育振興品購入事業	御杖村	児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要で、児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
	【具体的な事業内容】 教育課程の適切な実施に向けて指導主事を設置する。 ●指導主事設置事業	御杖村	児童・生徒の「知・徳・体」の育成と適切な学校生活を送るために必要で、新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。	
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業	御杖村	空き家の削減及び有効活用のために必要で、空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	【具体的な事業内容】 地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。 ●伊勢街道整備事業	御杖村	文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1) 過疎地域 持続的発展特 別事業分	【具体的な事業内容】 カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。 ●地球温暖化対策推進助成事業	御杖村	カーボンニュートラルの推進及び住民の負担軽減のために必要で、ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。

		村民の健康づくりの推進に係る施策を実施する。 ●健康増進事業 ●予防接種事業 ●自殺対策緊急強化事業 ●乳幼児健診の実施事業 ●妊婦一般健康診査の実施事業 ●未熟児養育医療事業 ●不妊治療費助成事業 ●民生児童委員活動助成事業 ●心配ごと相談事業 ●生活困窮者自立支援事業（子ども学習支援） ●遺族等支援事業 ●災害復旧事業 ●村民退息施設入浴費補助事業	御杖村	住民福祉及び健康づくりを推進するために必要で、健康寿命の延伸及び予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	【具体的な事業内容】 地域医療の維持のために医師の確保を行う。 ●非常勤医師の確保	御杖村	地域医療の維持のために必要で、地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●指導主事設置事業 ●特別支援教育支援員設置事業 ●御杖小・中学校給食費助成事業 ●御杖小・中学校部学旅行費・制服代助成事業 ●教育振興品購入事業	御杖村	児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要で、児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
	生涯学習・ スポーツ	【具体的な事業内容】 教職員の働き改革の推進により部活動を地域移行する。 ●地域クラブ運営事業	御杖村	生徒の部活動体験と適切な学校生活を送るために必要で、生徒の「体」の育成と地域活性化効果が期待される。
	その他	【具体的な事業内容】 児童の安全の見守りと学校・地域の連携により成長を支える。 ●放課後児童一時預かり事業 ●学校・地域「1対1」ケア事業	御杖村	児童が安全に通じせる場の確保と学校・地域の連携による教育の質向上のために必要で、新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 ●空き家対策補助金	御杖村	空き家の削減及び有効活用のために必要で、空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	【具体的な事業内容】 地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。 ●伊勢街道整備事業	御杖村	文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進のために必要で、文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 再生可能エ ネルギー利用	【具体的な事業内容】 カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。 ●脱炭素推進事業	御杖村	カーボンニュートラルの推進及び住民の負担軽減のために必要で、ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。